

# 国保の加入・脱退の届け出はお早めに！

## 国民健康保険の加入

職場を退職したときは、任意継続制度※を利用する場合と、家族の健康保険の被扶養者になる場合を除き、国民健康保険（国保）への加入手続きが必要で

す。国保に加入するときは、14日以内に保健センター福祉課で手続きを行います。保険税は届け出た日からではなく、退職月（退職日が月末の場合）は翌月）から計算されます。加入の届け出が遅れると、保険税もさかのぼって請求されますので、早めに届け出をしましょう。

※任意継続制度については、退職した会社などに問合せください。

### ●届け出に必要なもの

健康保険資格喪失証明書（扶養家族の名前も表示されたもの）、印かん、マイナンバーが分かるもの、本人確認ができるもの

## 国民健康保険の脱退

就職等で他の健康保険に加入したときは、国保脱退の届け出が必要です。

手続きをしないと、国保税がかかり続けます。また、他の健康保険に加入すると、加入日以降は国保の保険証が使えなくなりますのでご注意ください。

### ●届け出に必要なもの

国民健康保険証、職場の健康保険証（扶養家族がいる場合はその人の保険証を含む）、印かん、マイナンバーが分かるもの、本人確認ができるもの

# 医療費が高額になったときは？

## 高額療養費の給付

医療費の自己負担額が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は年齢や所得によって異なりますので、詳しくは下記へ問合せください。

### ●支給申請に必要なもの

保険証、世帯主と本人のマイナンバー、本人確認書類、該当月に医療機関へ支払った世帯全員の領収証、通帳

## 各種認定証の申請

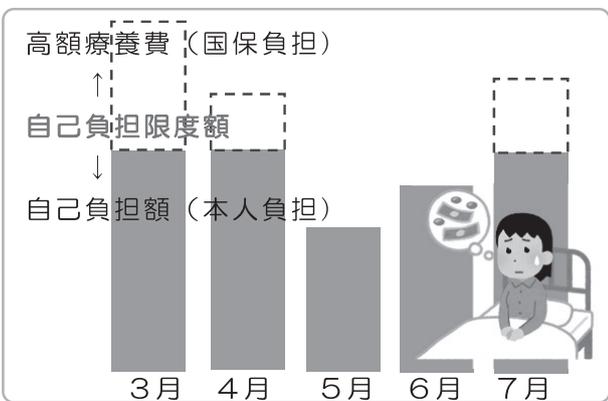
医療機関の窓口での支払いは「限度額適用認定証」等を提示すれば自己負担限度額までとなります。医療機関への支払い前に、福祉課に交付申請をしてください。なお、保険税を滞納していると、交付できない場合があります。

### ●交付申請に必要なもの

保険証、世帯主と本人のマイナンバー、本人確認書類

## 還付金詐欺にご注意を！

「払いすぎた医療費（又は保険税）を還付する」などと言って、役場からATMの操作が必要な手続きをお願いしたり、電話でマイナンバーを聞いたりすることは絶対にありません。不審な電話があれば、警察総合相談窓口「#9110」、又は最寄りの駐在所、智頭警察署に相談ください。



問合せ先 問合せ先 保健センター福祉課 ☎ 75-4102